

【ドイツ】デジタル年金通覧法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 2021年2月に、年金受給（予定）額通覧ポータルサイトを整備し、社会保険選挙にクォータ制を導入し、医療リハビリ報酬の透明性を向上させる「デジタル年金通覧法」が公布された。

1 デジタル年金通覧法の制定と構成

「老齢保障及びリハビリテーションにおける透明性を改善し、社会保険選挙を現代化させ、他の法律を改正する法律（デジタル年金通覧法）」¹が、2021年2月11日に連邦大統領の署名を得て、同月17日に公布された。一部を除き、翌18日から施行する。同法は、全19か条及び附則から成る条項法²で、第1条で、「デジタル年金通覧を開発し、導入する法律（年金通覧法）」³を制定し、社会法典第4編（社会保険一般規定）等を改正する。法案修正時に、コロナ禍の長期化に対応する規定が追加された。

第1条で制定する年金通覧法は、全13か条から成り、その構成は、第1条：目的、第2条：定義、第3条：デジタル年金通覧中央機関、第4条：デジタル年金通覧の原則、第5条：デジタル年金通覧の内容、第6条：開発及び第1次運用段階、第7条：年金制度の接続、第8条：デジタル年金通覧中央機関の創設、第9条：運営委員会、第10条：専門諮問委員会、第11条：識別番号（IDナンバー）の処理、第12条：データ保護、第13条：命令授権である。

2 デジタル年金通覧法の概要

(1) デジタル年金通覧（Digitalen Rentenübersicht）の導入

年金制度は、法定年金制度に企業年金⁴や助成策付きの個人年金が上乗せされて複雑化しており⁵、受給予定額の全体像の把握が難しくなっている。このため、各個人が各種年金を通覧できるオンライン・ポータル（デジタル年金通覧）を導入する。ポータルの運用を行う「デジタル年金通覧中央機関（Zentrale Stelle für die Digitale Rentenübersicht）」は、ドイツ年金保険連合（DRB）⁶に設置されて、DRBが同機関を運営し、その事務費用は連邦が負担する。デジタル年

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ Gesetz zur Verbesserung der Transparenz in der Alterssicherung und der Rehabilitation sowie zur Modernisierung der Sozialversicherungswahlen und zur Änderung anderer Gesetze (Gesetz Digitale Rentenübersicht) vom 11. Februar 2021 (BGBl. I S. 154)

² 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

³ Gesetz zur Entwicklung und Einführung einer Digitalen Rentenübersicht (Rentenübersichtsgesetz - RentÜG) vom 11. Februar 2021 (BGBl. I S. 154) <https://www.gesetze-im-internet.de/rent_g/>

⁴ Gesetz zur Verbesserung der betrieblichen Altersversorgung (Betriebsrentengesetz - BetrAVG) vom 19. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3610) <<https://www.gesetze-im-internet.de/betravgb/BjNR036100974.html>> に規定する。

⁵ 公的年金の給付水準引下げが進む中、自助努力で補完することを目的に、2001年に政府助成策（補助金や拠出控除）付きの任意加入の企業・個人年金であるリースター年金（Riester-Rente）が導入され、2005年に自営業者等が同様の非課税拠出限度額（拠出控除）を利用できる個人年金リュールupp年金（Rürup-Rente）が導入された。リースター年金制度の最近の改革については、次を参照。泉眞樹子「【ドイツ】職域年金を強化し、他の法律を改正する法律（職域年金強化法）」『外国の立法』No. 277-2, 2018.11, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep_o_11179146_po_02770206.pdf?contentNo=1>

⁶ ドイツ年金保険連合 (Deutschen Rentenversicherung Bund: DRB) は、公法上の法的能力及び自主管理能力を有する社団で、様々な法定業務を実施する。年金保険機関への番号の付与や、年金保険機関間のデータ交換のためのデー

金通覧中央機関は、連邦労働社会省の法的監督の下に置かれる。

年金受給権者は、納税者番号を用いて、自らの各種年金の情報を通覧することができ、検索結果を自らのユーザーアカウント⁷に任意で保存することもできる。2023 年秋から本格サービス開始を予定し、第一段階として、2022 年 10 月から各種年金保険機関が自主的にプロジェクトに参加することができる。義務化段階はその 1 年後で、全ての年金保険機関に関する被保険者の情報が利用できるようになる。

(2) 近代化される社会保険選挙 (Sozialversicherungswahlen: SV-wahlen)

社会保険機関 (年金保険、災害保険等) は、社会的パートナー (労使団体) の自主管理によって民主的に運営される。その自治組織の構成員は、選挙 (社会保険選挙) で選ばれ (社会法典第 4 編第 43 条)、選挙は 6 年ごとに実施される (次回は、2023 年予定)。法改正の主な内容は、①社会保険制度における名誉職の業務遂行に関する枠組条件の改善、②自治組織に占める女性割合の引上げ (自治組織の選挙候補者リストへの男女別枠制度 (クオータ) の導入)、③選挙手続の透明性改善による社会保険選挙の認知度及び投票率の向上、である。

(3) 医療リハビリ給付の調達の改善

年金保険機関による医療リハビリ給付の調達手続については、公契約締結としての適法性が疑問視されており、特に、医療リハビリ給付の透明で平等な報酬体系がないことや、年金保険機関によるリハビリ施設の選定が恣意的であることが批判されてきた。今回の法改正の主な内容は、①調達手続の透明性、分かりやすさ、無差別性・平等性の向上、②リハビリ受給者の選択権の強化に加えて、③年金保険機関の自主管理とリハビリ施設の利益の強化、である。

3 コロナ関連規定

年金保険機関は、被保険者の雇用主を 4 年に 1 度は監査する義務を負う⁸。コロナ禍の中、2020 年と 2021 年には雇用主への監査義務を完遂することが困難になっており、保険料拠出への請求権の時効が発生する期限が迫っている。監査数の減少によって社会保険機関は保険料収入を失うことになり、その一方で、雇用主は保険料過払いの払戻しが得られない場合も生じ得る。このため、直近で時効を迎える 2016 年、2017 年の監査に基づく請求権について、時効を 1 年間延長する特例を設けた (社会法典第 4 編第 128 条「時効の臨時停止」)⁹。

また、医師から医療保険 (疾病金庫) への就労不能データ送信のパイロットプロジェクト¹⁰に関して、2021 年 7 月 1 日時点で技術的条件が 100%整いそうにないため、6 か月延長される¹¹。

タ送信等を行うドイツ年金保険機関データ署 (Datenstelle der Träger der Rentenversicherung: DSRV) を運営する。リースター年金の助成に関する業務も行う。„Unternehmensprofil.“ Deutsche Rentenversicherung website <<https://www.deutsche-rentenversicherung.de/Bund/DE/Ueber-uns/Organisation/unternehmensprofil.html?nn=84fca275-5467-4c53-8c8e-452e3f1b107d>>; „Deutsche Rentenversicherung Bund.“ bund.de Verwaltung Online website <<https://www.service.bund.de/Content/DE/DEBehoerden/D/DRV-Bund/Deutsche-Rentenversicherung-Bund.html?nn=4641496>>

⁷ ユーザーアカウント (Nutzerkonto) は、行政サービス申請のための識別及び認証に用いる統一アカウント。オンラインアクセス法 (Onlinezugangsgesetz vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138)) 第 2 条第 5 項に規定する。

⁸ 社会法典第 4 編第 28p 条「雇用主の監査」

⁹ „Zu Ziffer 4 (Artikel 2).“ BT-Drs. 19/24487, S.28. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/244/1924487.pdf>>

¹⁰ 社会法典第 4 編第 125 条「就労不能期間及び事前疾病を雇用主に報告するためのパイロットプロジェクト」

¹¹ 第 4 次海上労働法等改正法 (BGBl. I 2020 S. 2112) を改正する。„Zu Artikel 12f (Änderung des Vierten Gesetzes zur Änderung des Searbeitsgesetzes und anderer Gesetze).“ BT-Drs. op.cit.(9), S.33.